

『斜面崩壊による労働災害防止対策に関するガイドライン』に基づく『斜面の点検者に対する安全教育』の実施が求められています!!

大分県下においては、地山の崩壊などによる死亡災害が多発しているところですが、厚生労働省から斜面崩壊による労働災害防止対策として「斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン」(平成27年6月29日付け基安安発第0629第1号)が発出され、本ガイドラインに基づき、点検者が斜面の適切な調査・点検を実施し、その情報を発注者、設計者および施工者の三者で確実に共有することが義務付けられました。この状況を踏まえ、当支部においては、平成28年6月以降、本ガイドラインに基づく「斜面の点検者に対する安全教育」を積極的に実施してきているところです。

ところで、地山の日々の点検は、労働安全衛生規則第355条、第358条などで義務付けられており、この点検を適切に実施するため、今般、本ガイドラインが策定され、日々変化する斜面の状況を確実な点検の実施により的確に把握の上、その対策を講じることが求められるとともに、崩壊などを予測することが難しい斜面を点検するため、『斜面の点検者に対する安全教育』を受講した一定の知識を有する「点検者」および「確認者」の2名〔設計者、施工者(現場担当者・所長や、専門工事業者の職長、作業主任者、監視担当者など)、斜面の点検を行う調査者〕が、「設計事務所」、「元請事業者および関係請負業者」などのそれぞれの元請・協力事業場ごとに選任することが義務付けられています。

このような状況を踏まえ、今般、建設工事における斜面崩壊による労働災害の防止対策について、別添1のとおり大分労働局労働基準部長から新たに緊急要請(平成29年10月27日付け大分労基発1027第1号・2ページ参照)がなされたところです。

今回の要請内容については、地山の掘削作業において、地山の崩壊などの危険を及ぼすおそれがあるときは、あらかじめ作業箇所などに係る調査の実施や、明り掘削の作業において、点検者による日々の地山の点検の実施が関係法令で義務付けられているにもかかわらず、計画届の所轄労働基準監督署長への届出の際、労働基準監督署担当官の審査で工事設計段階における作業箇所などの調査状況を確認することができず、また、施工段階における日常点検などが計画されていないものが散見されているとのことです。

このような状況下、今般、各労働基準監督署においては、当面の間、地山の掘削作業に係る計画届の審査などにおいて、本教育修了証の写しなどの添付により、本ガイドラインの「斜面の点検者に対する安全教育実施要領」に基づく『斜面の点検者に対する安全教育』を受けた者が「設計・施工段階別点検表」(5ページ参照)に基づく調査・点検を実施しているか否かの確認を徹底する旨の指示がなされるとともに、当支部に対し、「斜面の点検者に対する安全教育」の重点的な実施についての要請がなされたものです。

つきましては、斜面崩壊による労働災害防止対策の一層の推進を図るため、『斜面の点検者に対する安全教育』を積極的に受講していただきますようお願い申し上げます。

なお、国土交通省、大分県、各市町村などの公共工事発注機関長に対し、大分労働局長から本ガイドラインの遵守徹底の指導強化について、要請済みですので、早期に本教育の受講をお願いいたします。

また、斜面における建設工事や、調査・点検作業、伐木作業、草刈り作業などを行う際、作業床・足場などを設置せずに、(最終ページ参照)ロープによる高所作業に従事する作業者は、全ての作業従事者が「ロープ高所作業業務に係る特別教育」を併せて受講しなければなりませんので、申し添えます。



大分労基発1027第1号
平成29年10月27日

写

建設業労働災害防止協会 大分県支部長 殿

大分労働局労働基準部長

建設工事における斜面崩壊による労働災害の防止対策について

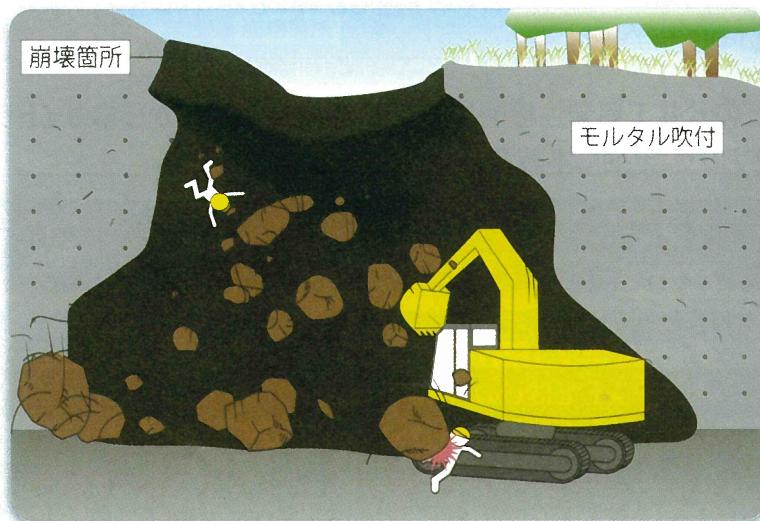
労働安全衛生行政の推進につきましては、日頃より格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、斜面崩壊による労働災害防止対策を推進するためには、別添1「斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン」〔添付省略〕に基づき、点検者が斜面の適切な調査・点検を行い、その情報を発注者、設計者及び施工者間で確実に共有することが重要です。

しかしながら、労働安全衛生規則第355条において、「地山の掘削の作業を行う場合において、地山の崩壊等により労働者に危険を及ぼすおそれがあるときは、あらかじめ作業箇所等について調査すること」、第358条において「明かり掘削の作業を行う場合には、点検者を指名し、日々の地山の点検を実施すること」等が義務付けられているにもかかわらず、労働基準監督署での計画届の審査において、工事設計段階における作業箇所等の調査状況が確認できないもの、施工段階の日常点検等が計画されていないものが散見されます。

このため、「掘削の高さ又は深さが10メートル以上である地山の掘削作業」に係る計画届の審査において、別添2「斜面の点検者に対する安全教育実施要領」(以下「安全教育実施要領」という。)〔添付省略〕に基づく教育を受けた者が、別添3「設計・施工段階別点検表」により調査・点検等を行っているか否かを確認することとしました。

つきましては、斜面崩壊による労働災害防止対策の一層の推進を図るため、本年12月以降、「安全教育実施要領」に基づく施工者等に対する教育を定期的に実施していただくとともに、引き続き、傘下の会員に対し、本ガイドラインに関する指導・援助を行っていただくようお願い申し上げます。



斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドラインを徹底し、安全管理に努めましょう !!

斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン ≪ 趣旨・目的 ≫

- 中小規模の道路工事、砂防工事等の地山の掘削作業では、十分な地質調査がなされておらず、施工開始後に設計図書が地質状況を反映していないことが判明する場合があります。
- 掘削中の斜面は、降雨、湧水等により日々変化し、それらの変化が斜面崩壊につながる場合があります。
- 点検により斜面の状態を的確に把握すること、工事関係者が点検結果に基づいた斜面崩壊の危険性を共有することが重要です。

本ガイドライン周知徹底のための大分労働局の取組

- 本ガイドラインの周知期間を、『平成30年12月31日まで』とします。
- 点検者等の教育をこの期間に行ってください。
- 「掘削の高さ又は深さが10メートル以上である地山の掘削作業」に係る計画段階において、工事設計段階における作業箇所等の調査状況が確認できないもの、工事施工段階の日常点検等が計画されていないものについては、審査の結果に応じて指導を行います。

大分労働局からの要請文では、4年前の年末までに受講するようにされています。

建設業における斜面崩壊による死亡災害の発生状況



- 斜面崩壊により毎年10人～20人の死亡災害が発生している。
- 平成元年～平成14年の斜面崩壊による死亡災害129件、重大災害20件のうち、災害発生状況が詳細に把握できた131件の分析結果

道路工事中の災害	57%
請負金額2000万円未満の工事	30%
請負金額4000万円未満の工事	44%
工期が半年以内の工事	65%
災害時の作業人数が10人以下のところ	90%

中小規模施工者を中心に、対策を講じることが効果的である。



斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドラインの概要

〈適用範囲〉

中小規模（掘削高さが概ね1.5m～10m）の斜面掘削工事における以下の作業

設計者：斜面の設計作業
施工者：手掘りまたは機械掘りによる斜面の掘削作業、擁壁工事などに伴う床掘型枠の組立・解体・床均し・丁張り、ブロック積み、コンクリート打設の作業などおよびその施工管理

〈斜面掘削工事における点検等の種類と実施時期〉

設計・施工段階の点検

設計時、施工計画時、丁張設置時、掘削作業前、掘削作業修了時

日常点検

毎日の作業開始前、毎日の作業終了時、大雨時、震度4以上の地震の後など

変状時の点検

日常点検表で変状を確認した場合

異常時対応シート

変状時点検表により変状の進行を確認した場合

〈設計者、元方事業者、関係請負人の点検、安全性検討関係者会議等に関する主な実施事項〉

〈設計者〉

- ①事前調査の実施
- ②点検者による設計時点検・確認者による確認
- ③④を踏まえた詳細設計
- ④発注者からの参加要請を受けた場合の安全性検討者会議への参加

※設計者とは、設計業務を外注した場合、当該設計業務を行う建設関連業者をいう。

①掘削作業箇所の調査

- ②点検者による日常点検・確認者による確認
- ③点検を踏まえた危険防止措置の実施
- ④施工計画書の作成・発注者への提出
- ⑤点検者による施工段階別点検・変状時点検・確認者による確認
- ⑥⑦を踏まえた斜面の状況に応じた措置の実施
- ⑦異常時対応シートの作成と発注者への報告

※太字は法定事項

〈元方事業者〉

- ⑧⑨の場合安全性検討関係者会議の開催・発注者への参加要請
- ⑩⑪の安全性検討関係者会議における斜面の状況に対応するためのハード対策などの検討
- ⑫⑬でハード対策が決定された場合の施工計画書の変更・それに基づく工事の実施

〈関係請負人〉

元方事業者と連携し、元方事業者に準じた実施事項の実施

上記実施事項の3者による連携と安全性検討関係者会議

凡例
設④：設計者の実施事項の④



別添 2

斜面の点検者に対する安全教育実施要領

- 「斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン」により斜面崩壊による労働災害防止対策を推進するためには、斜面の点検者により適切な点検がなされ、発注者、設計者および施工者間で情報が適切に共有されることが重要
- 点検者に十分な能力を付与するため、安全教育実施要領を策定

〈教育の対象者〉

- 設計者
- 施工者
 - ・ 元方事業者となる総合工事業者の現場担当者または現場所長など
 - ・ 関係請負人などとなる専門工事業者の職長、作業主任者または監視担当者など
- 斜面の点検を行う調査者

〈教育の実施者〉

- 斜面掘削作業を行う工事の設計者、施工者、調査者
- 上記の者に代わって教育を実施する安全衛生団体など

〈教育の実施方法〉

- カリキュラム
 - ・ 斜面掘削工事での労働災害発生状況など(30分)
 - ・ 斜面崩壊の危険性に係る情報の共有による労働災害の防止(30分)
 - ・ 点検表の使い方、解説、記載例(90分)
 - ・ 点検結果に基づく措置(60分)
 - ・ 関係法令(30分)
- 計4時間
- 講師
 - ・ 労働安全コンサルタントや、地山の掘削など作業主任者として、掘削作業、上記カリキュラムに十分な知識と経験がある者
- その他
 - ・ 安全衛生団体などが実施する教育は、1回の定員を概ね50人以内とすること

結果の保存

詳しくは

斜面崩壊ガイドライン



で検索 !!

別添 3

各 種 点 檢 表

1 設計・施工段階別点検表

- この点検表は、掘削する地山の露頭(①調査・設計、②施工計画)、表面(③丁張り)、内部(④掘削作業前時、⑤掘削終了時)と斜面の状況が確認できる状態ごとに特に注意の必要な切土部の調査項目をチェックするためのものである。1項目でも「有」があれば安全性の検討を行い、安全な切土こう配とするなど、施工の安全性を確保してから次の段階に進む。
 - この点検表は、主に切土部の掘削高さが概ね1メートル以下での掘削作業に用いる。

工事箇所名				有無未に○印をつける：有=現象がある / 無=現象がない / 未=未確認(確認できない)							
位置	要因	項目	現象(確認内容)	①調査・設計	②施工計画	③丁張り	掘削				
							④作業前時	⑤終了時			
残斜面	地形	地すべり地	亀裂、段差、等高線の乱れ等がある	有無未	有無未	有無未	有無	有無			
		浮石・転石	不安定な状況にある	有無未	有無未	有無未	有無	有無			
		オーバーハング	新鮮な崩壊が認められる	有無未	有無未	有無未	有無	有無			
	周辺状況	植生	周辺の植生と異なるまたは竹林などがある	有無未	有無未	有無未	有無	有無			
		構造物	クラックなどの変状がある	有無未	有無未	有無未	有無	有無			
切土部	地質等 (土・岩質)	崩積土・強風化斜面	不均一で軟弱な土質である	有無未	有無未	有無未	有無	有無			
		砂質土等	特に浸食に弱い土質である	有無未	有無未	有無未	有無	有無			
		風化が速い岩	表層から土砂化する岩である	有無未	有無未	有無未	有無	有無			
		割れ目の多い岩	亀裂が多く、もろい岩である	有無未	有無未	有無未	有無	有無			
	構造	流れ盤	流れ盤亀裂で簡単にはく離する	有無未	有無未	有無未	有無	有無			
		破碎帯等	すべる可能性の弱層がある	有無未	有無未	有無未	有無	有無			
	湧水	地下水	常時・多量の湧水、湧水に溺りがある	有無未	有無未	有無未	有無	有無			
	凍結	凍結融解	凍結・融解が著しく起こる	有無未	有無未	有無未	有無	有無			
	災害記録	斜面崩壊	近傍工事個所で崩壊履歴がある	有無未	有無未	有無未	有無	有無			
備考	「有」と記入した場合、状況や対応を記入する。										
月/日 点検者サイン				/	/	/	/	/			
施工の安全性の確保ができる 月/日 確認者サイン				/	/	/	/	/			

2 日 當 虛 檢 表

工事名		点検箇所		施工会社	
設計・施工段階別点検表で確認された現象の有無	無・有	(その現象=)

- この日常点検表は、斜面の崩壊を予知し、労働災害を防止するために、斜面の変状をいち早く発見するために使用する。
 - この日常点検表は、斜面掘削工事、切土部での擁壁工事などの作業開始前、作業終了時、大雨時、中震以上の地震の後などに使用する。
 - 点検の結果、該当する項目がある場合は、その項目に「〇」をつけ、該当しない場合は「レ」又は「ー」をつける。
 - 点検の結果、いずれかの項目に「〇」印がついた場合、「変状点検表」を用いて変状の推移を確認し、必要な対応を行う。(⑩、⑪を除く。)

3 變 狀 時 点 檢 表

1. この点検表は、日常点検で見つかった土砂崩壊の前兆現象の進行状況を変状項目・箇所ごとに点検し、確認するためのものである。なお、設計・施工段階別点検表で確認された亀裂なども同様とする。
 2. 日常点検表において変状が発見された場合は、この点検表の点検実施欄の該当項目に○印をつけ、変状箇所欄に該当箇所(詳細な位置、必要に応じて図示)を明記の上、点検する。点検頻度は日常点検よりも多く行う。なお、変状項目・箇所以外については、引き続き日常点検表を用いて行う。
 3. 亀裂などの変状の進行状況は、下記点検表の「現象」や項目ごとの「解説」「現象・判断基準」に合致しているかどうかで判定し、該当する項目の有・無に○印をつける。
 4. 変状などの進行が確認(有に○印がついた状態)された場合は、一時作業を中断した上で、措置項目の安全措置を施し、該当する措置項目に○印をつける。
 5. 変状などの進行が確認された場合は、発注者に報告するとともに、異常時対応シートを作成し、シートに従い必要な対応を行う。

4 異常時対応シート

異常時対応シート		(第 報)	
		令和 年 月 日 AM / PM	時 分
工事名 (業務名)		請負者 (受注者)	
送付先	氏名 連絡先		職種
連絡者	氏名 連絡先		
異常確認日時		令和 年 月 日 () 時 分	
異常確認箇所			
異常確認時の作業内容			
進行した変状の種類	切土部	<input type="checkbox"/> ①切土こう配 <input type="checkbox"/> ②亀裂 <input type="checkbox"/> ③はらみ <input type="checkbox"/> ④落石 <input type="checkbox"/> ⑤崩壊 <input type="checkbox"/> ⑥湧水 <input type="checkbox"/> ⑦浮石・転石 <input type="checkbox"/> ⑧亀裂 <input type="checkbox"/> ⑨構造物	
	残斜面および周辺	<input type="checkbox"/> ③はらみ <input type="checkbox"/> ④落石 <input type="checkbox"/> ⑤崩壊 <input type="checkbox"/> ⑦浮石・転石 <input type="checkbox"/> ⑧樹木 <input type="checkbox"/> ⑨構造物	
変状状況	(ほか)	<input type="checkbox"/> ⑫特記すべき現象 <input type="checkbox"/> ⑬その他()	
	別紙に添付	<input type="checkbox"/> 現場写真 <input type="checkbox"/> 位置図 <input type="checkbox"/> 平面図 <input type="checkbox"/> 横断図 <input type="checkbox"/> その他()	
現在の措置状況 (応急措置)	措置判断者 (確認者名)		
		<input type="checkbox"/> 引き続き変状を観察する(措置なし) <input type="checkbox"/> 監視員を配置する <input type="checkbox"/> 変状のある付近での作業を中断し、退避する	<input type="checkbox"/> 変状のモニタリングを実施する <input type="checkbox"/> 変状のある付近を立ち入禁止にする <input type="checkbox"/> その他()
※ 現時点で不明な点については、「不明」と記入する。			
緊急連絡先	今後の対応に関する 指示事項		
	対応指示・ 結果報告	対応結果報告	
緊急連絡先	対応内容		
	口発注者	TEL	
	□施工者(本社)	TEL	
	□施工者(現場)	TEL	
	□専門工事業者	TEL	
□設計者	TEL		
□調査者	TEL		

I 「斜面の点検者に対する安全教育」の日程

1 教育の名称

『斜面点検者に対する安全教育』

2 教育の対象者

「点検者」および「確認者」としては、

- ①「設計者」
- ②「元請事業者の現場担当者・所長」
- ③「関係請負業者の職長、作業主任者、監視担当者など」
- ④「斜面の点検を行う調査者」

3 教育カリキュラム

科 目	範 囲	時 間
ガイドラインの趣旨・目的	ガイドラインの趣旨・目的	0.25時間
斜面掘削工事での 労働災害発生状況	・全産業、製造業および建設業での死亡災害発生状況 ・斜面崩壊による労働災害の現状	0.5時間
斜面崩壊の危険性に 係る情報の共有による 労働災害の防止	・発注者、設計者および施工者の三者の掘削斜面の状況などに関する情報共 有の重要性 ・調査、設計から施工終了までの点検の流れ ・設計・施工段階別点検表、日常点検表、変状時点検表および異常時対応シ ートの使用目的など	0.5時間
点検表の使い方および 解説ならびに 点検表などへの記載例	・設計・施工段階別点検表、日常時点検表および変状時点検表の使い方、各点 検項目の解説および判断基準 ・日常点検表または変状時点検表による点検の結果、点検項目に○が付く、ま たは異常現象が「有」となった場合の措置 ・異常時対応シートの使い方および解説 ・各点検表および異常時対応シートの記載例	1.5時間
点検結果に基づく措置	・点検結果に基づく安全性の検討 ・日常点検表および変状時点検表で異常が把握された場合の応急的対策 ・異常時への対応のための災害防止対策 ・点検結果を受けた発注者、設計者、施工者の連携など	1.0時間
関係法令	労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令および労働安全衛生規則の関係条項	0.5時間
合 計		4.25時間

4 受講料

[テキスト代を含む。]

受講料およびテキスト代は、消費税込（10%）の金額です。

▼ 受講料及びテキスト代	▼ 開催場所
会 員 10,065円	大分職業訓練センター [大分市大字下宗方 1035-1] 
非 会 員 11,165円	

本講習予定以外に、出張による教育の実施も可能ですので、当支部にお問い合わせ下さい。
また、講習の開催場所に対し、講習の問い合わせや、欠席などの電話連絡は行わないで下さい。

Ⅱ 「ロープ高所作業業務に係る特別教育」の日程

1 教育の名称

『ロープ高所作業業務に係る特別教育』

2 教育の対象者

高さ2m以上の箇所で作業床を設けることが困難なところにおいて、昇降器具(ロープなど)を用いて作業を行う方

3 教育カリキュラム

科 目	範 囲	時 間
学科教育	ロープ高所作業に関する知識 ロープ高所作業の方法	1.0時間
	メインロープなどに関する知識 ・メインロープなどの種類、構造、強度、取扱い方法 ・メインロープなどの点検と整備の方法	1.0時間
	労働災害の防止に関する知識 ・墜落による労働災害の防止のための措置 ・安全帯、保護帽の使用方法と保守点検の方法	1.0時間
	法令関係 労働安全衛生法、法令、安全衛生規則内の関係条項	1.0時間
計		4.0時間
実技教育	ロープ高所作業の方法、墜落による労働災害の防止のための措置並びに安全帯・保護帽の取扱い ロープ高所作業の方法、墜落による労働災害の防止のための措置並びに安全帯および保護帽の取扱い	2.0時間
	メインロープなどの点検 メインロープなどの点検および整備の方法	1.0時間
計		3.0時間
合 計		7.0時間

4 受講料

[テキスト代を含む。]

受講料およびテキスト代は、消費税込（10%）の金額です。

▼ 受講料およびテキスト代	▼ 開催場所
会 員 15,400円	大分職業訓練センター [大分市大字下宗方 1035-1]
非会員 16,500円	

本講習予定以外に、出張による教育の実施も可能ですので、当支部にお問い合わせ下さい。
また、講習の開催場所に対し、講習の問い合わせや、欠席などの電話連絡は行わないで下さい。

《 お問い合わせ先 》
建設業労働災害防止協会 大分県支部